

第 19 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第19回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年11月21日(月) 午後1時25分～午後2時45分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1
- 3 出席委員 (農業委員8名)(農地利用最適化推進委員15名)

1 : 住本 浩也	2 : 中尾 正美
3 : 稲岡 卓美	4 : 本岡 俊郎
5 : 小林 衛	6 : 藤本 修造
7 : 政井 武雄	8 : 岸本 富生
9 : 田中 眞司	10 : 稲田 保
11 : 近田 武司	12 : 前田 薫
13 : 藤川 良昭	14 : 永井 達郎
15 : 土井 賢一	16 : 増田 種正
17 : 長谷川義博	18 : 青木 輝剛
19 : 藤原 廣典	20 : 中井 義則
21 : 森本 謙介	22 : 前田 明弘
23 : 横山 和行	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員  
事務局長 多鹿 博昭
- 6 会議に付した事件  
議事  
議案第91号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
議案第92号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
議案第93号 非農地証明願に対する認可について  
議案第94号 転用制限外農地の届出に対する受理について  
議案第95号 農地等の買受適格証明交付申請に対する交付について  
議案第96号 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理権)  
議案第97号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積  
について(空き家付農地制度利用)  
報告事項  
報告1 各種証明書の交付  
報告2 農地法第5条第1項第7号及び同法施行令第10条第2項の規定  
による届出の受理

報告3 農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知の受理

報告4 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理

## 【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

先日は、農業委員会ブロック別研修会へのご参加ありがとうございました。兵庫県、ひょうご農林機構、近畿農政局のそれぞれの担当から、「地域計画（人・農地プラン）」、「農地バンク事業」について研修していただいた。農業委員、農地利用最適化推進委員に今後、担っていただく事業でありますので、よろしく願いいたします。

本日第19回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、5条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可、転用制限外農地の届出に対する受理、農地等の買受適格証明交付申請に対する交付、農用地利用集積計画の決定、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積などの、審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 それでは、ただ今から第19回小野市農業委員会を開会いたします。

(議長着席)

○議長 まず、最初にご報告申し上げます。

本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長 次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。

このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号4番 本岡委員、5番 小林委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長 それでは、これより議事に入ります。議案第91号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 失礼します。議案書の1ページをお願いします。

議案第91号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見  
を求めます。

令和4年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、2ページ、3ページの8件になります。よろしくご審議をお願い  
いたします。

○議長 議案第91号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条  
関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておら  
れますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号  
に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、1ページ、2ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○○○ ○○○○、譲渡人 尼崎市三反田町  
○○○○ ○○○○、申請地 所在地 小田町○○○○ ○○○○ 地目  
田 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であり  
ます。

申請地の南側に譲受人はお住まいです。譲渡人ももともと小田町にお住  
まいでした。現在、住所は尼崎市に移され、今後ご家族とも完全に移られ  
るので、田畑を処分されることになられたものです。曾根町内にお持ちで  
あった田の売買も既に成立しており、このたび、譲渡人から、小田町内の  
当該田の売買について、近隣に住んでおられる譲受人に購入してほしいと  
話を持ち掛けられ、譲受人も快諾されたもので、特に問題はないものと思  
います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はご

ございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番について説明いたします。

参考資料の、3ページから6ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 片山町○○○○ ○○○○、譲渡人 神戸市北区○○○○ ○○○○、申請地 所在地 片山町○○○○ ○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、片山町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、片山町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲受人は、約2町の農地を耕作されています。譲渡人の母親が片山町に在住されておられたことがあり、相続により譲渡人の所有となったものです。今回、譲渡人から譲受人に、贈与について話を持ち掛けられました。特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番についてであります。次の4番との関連事項でありますので、地元委員から3番、4番をあわせて説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、3番、4番について説明いたします。  
参考資料の、7ページから10ページをあわせてご覧ください。  
まず3番ですが、  
申請人：譲受人 中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中番町〇〇〇〇  
〇〇〇〇、申請地 所在地 中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇  
〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、交換による所有権移転であります。  
次に、4番ですが、  
申請人：譲受人 中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中番町〇〇〇〇  
〇〇〇〇、申請地 所在地 中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇  
〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、同じく交換による所有権移転であります。  
今回、農地を交換されるものですが、それぞれの譲受人、譲渡人の先々  
代、もしくは先代の頃から当該農地の交換について合意がされていたが、  
名義がそのままになっていたものです。  
今回、その話を進めるなら今のうちにとの話が出、交換の申請をされた  
ものです。  
今回の交換により、それぞれの農地が新しい所有者の自宅近くになる。  
3番の譲受人については、ご高齢になられるため、稲作は人にお願ひさ  
れているが、近隣の畑については、娘夫婦が野菜作りをされており、特に  
問題はないものと思います。  
よろしくご審議のほどお願いします。

〇議長 3番、4番について、説明は終わりました。3番、4番についてご質問、  
ご意見はございませんか。  
(発言なし)

〇議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番、4番については許可  
することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、3番、4番については許可するこ  
とに決定いたします。

〇議長 それでは5番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、5番について説明いたします。  
参考資料の、11ページから16ページをあわせてご覧ください。  
申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 久保木町〇〇  
〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田  
面積〇〇〇〇㎡ 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇  
〇〇〇㎡ 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇

m<sup>2</sup> 自作地、以上合計3筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、約1年前から売買の話が出ており、譲受人が作付けもされておられます。特に問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、6番について説明いたします。

参考資料の、17ページから28ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 大阪府豊中市 〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 久保木〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目 田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、以上合計10筆 合計面積〇〇〇〇m<sup>2</sup>、摘要として、売買による所有権移転であります。

当該農地はもともと久保木町内の大地主の方が所有されていたものですが、譲渡人が大阪府内に住まわれており、今回、処分したいとのことで、譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは7番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、7番について説明いたします。

参考資料の、29ページ、30ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 久保木町○○○○ ○○○○、譲渡人 加西市常吉町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 栗生町○○○○ ○○○○ 地目 田 面積○○○○㎡ 自作地、栗生町○○○○ ○○○○ 地目 田 面積○○○○㎡ 自作地、栗生町○○○○ ○○○○ 地目 田 面積○○○○㎡ 自作地、以上合計3筆 合計面積○○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人は、昨年度から新規就農され、7反あまりの農地で、水稻、とうもろこし、レタスなどを耕作されておられます。譲受人一人ではすべての農地の耕作等が不可能なため、譲受人の経営する運送会社の従業員約6名が作業されている。農業用倉庫、乾燥機、コンバイン2台、トラクター4台、田植え機4台、運搬車、軽トラ等を保有されておられます。将来の農業法人資格の取得を希望されているとのことでした。

今後も、農地を購入していく予定であるとのことでした。

譲受人、譲渡人には特に関係はないようで、いろいろな情報などを得て、売買の話を持ち掛けられたようです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。

○○番 ○番○○です。当該農地に看板がありましたが、現在の所有者は譲渡人でしょうか？

○○番 譲渡人の所有と聞いております。

○○番 ○番○○です。譲受人には、現在、農地を買いたしていかれておられます。急激に増やされて、耕作を順調に行っていただければよいのですが、膨大



な農地の耕作、維持管理をきちんと行っていただけるのかを心配、危惧しています。

〇〇番 〇番〇〇です。将来、管理できない農地、放棄田等ができてきた場合、農業委員会としてどのような対応をとることになるのですか。

〇議長 農業委員会としては、そのような状態になれば、適切な維持、管理を行っていただけるように文書通知等で働きかけることとなります。今後も、譲受人の購入される農地については、地元農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に、様子を見守っていただけるようお願いしたいと思います。

〇議長 7番についてほかにご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

〇議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定いたします。

〇議長 それでは8番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、8番について説明いたします。

参考資料の、31ページから34ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 三木市さつき台  
〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目  
田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積  
〇〇〇〇㎡ 自作地、広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇  
㎡ 自作地、広渡町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作  
地、以上合計4筆 合計面積〇〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権  
移転であります。

譲渡人は、以前は広渡町内にご夫婦で在住されておられましたが、ご主人を亡くされ、娘さんがご結婚されてから、息子さんも市外にお住まいであったため、市外に移られました。息子さんは、町内にお持ちの農地を耕作するため帰ってきておられます。しかしながらそれも手一杯となってきておられ、売買を譲受人に持ち掛けられたものです。譲受人は、町内で農業に取り組んでおられます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 8番について、説明は終わりました。8番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、8番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、8番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第91号 農地法第3条関係では、申請件数8件、うち許可件数8件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第92号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(多鹿) 議案書の5ページをお願いします。

議案第92号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和4年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、6ページの2件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第92号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第5条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、35ページ、36ページをご覧ください。

申請人：譲受人 復井町○○○○ ○○○○、譲渡人 復井町○○○○

〇〇〇〇、申請地 所在地 復井町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、使用貸借権設定、軽トラ・ミニユンボの駐車場、廃棄物収集コンテナ外の資材置場、第3種農地です。

譲受人は、譲渡人の娘婿で同居されています。このたび、譲受人の仕事の関係で回収物の分別スペース、一時保管場所、営業車両・作業車両等の駐車スペースが必要となり使用貸借権設定の申請をされているものです。申請地は、自宅北側に隣接したところになります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が貸人の畑と宅地、南側が宅地、北側が畑となっております。

従いまして、隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。隣接の農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願い致します。

〇〇番 〇番〇〇が、2番について説明いたします。

参考資料の、37ページ、38ページをご覧ください。

申請人：譲受人 中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇および〇〇〇〇、譲渡人中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇、申請地 所在地 中番町〇〇〇〇 〇〇〇〇

地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、使用貸借権設定、一般住宅、軽量鉄骨造平屋建 床面積 127.03 ㎡、敷地面積 483 ㎡、進入路 60 ㎡、第 3 種農地です。

譲受人は譲渡人の息子さんです。現在は譲渡人宅で同居されておられますが、子どもさんが三人に増えられ、大きくなってこられたため、家を建てたいとのことになり、譲受人の所有されている農地の中で、ご自宅から一番近い申請地の転用を申請されたものです。譲受人には、これまでから譲渡人の稲作を手伝ってこられており、今後は譲渡人に代わって、稲作を行っていききたいとのことでありました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、2 番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。相隣関係としましては、東側が貸人の田、西側と北側が宅地、南側が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 2 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2 番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2 番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 9 2 号 農地法第 5 条関係では、申請件数 2 件、うち進達件数 2 件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長 次に、議案第 9 3 号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書の7ページをお願いします。

議案第93号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和4年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、8ページの3件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第93号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の39ページ、40ページをご覧ください。

申請人 新部町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 新部町○○○○  
○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地です。

摘要としまして、昭和61年頃より当該土地の一部に倉庫を建設し、固定資産税、名寄帳では、畑を宅地として課税されることとなりました。昭和51年頃、三井堰土地改良区においては、除外地として認定されており、水利も供給されず、地下水でまかなっている状況であったようです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側と北側が宅地、南側が宅地と道路となっております。

従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思います。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは2番についてであります、次の3番との関連事項でありますので、地元委員から2番、3番をあわせて説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、2番、3番について説明いたします。

参考資料の41ページから44ページをご覧ください。

まず2番ですが、

申請人 市場町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 市場町○○○○  
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地です。

摘要としまして、昭和49年頃より宅地の一部として使用しています。

続いて、3番ですが、

申請人 市場町○○○○ ○○○○、申請地 所在地 市場町○○○○  
○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地です。

摘要としまして、昭和52年頃より宅地の一部として使用しています。

2番の申請人が兄、3番の申請人が弟の兄弟になります。

2番についてですが、両申請人のお父さん、この方が大工さんなのですが、昭和49年頃に本宅の建て替えをされました。その際、台所、風呂場の一部がこのたび申請のありました農地(市場町○○○○)にかかることになりました。続いて、昭和52年頃、3番の申請人が家を建てられることになり、2番の自宅の東に隣接する3番の申請地(市場町○○○○)に家と駐車場を整備されたものです。

その際、司法書士とお父さんの話の中で、許可が取れると聞き、建てられましたが、今回の申請人お二人とも当時の農業委員からも建設可能と聞かれており、安心して建てられたとのことでありました。しばらくしてから、農業委員会より無断転用であるとの指摘があり、今回の申請となられたものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇番 〇番〇〇が、2番、3番の現地調査報告を致します。  
まず、2番ですが、  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側がNo.3の非農地証明願の申請地、西側、南側が宅地、北側が水路となっております。  
従いまして、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。  
続いて3番の現地調査報告を致します。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
相隣関係としましては、東側が田、西側が先ほどNo.2の非農地証明願のあった申請地と宅地、南側が道路、北側が水路となっております。  
従いまして、隣接の農地の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。2番につきましては、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。  
また、3番につきましても、隣接の農地の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真、すべて提出されております。

○議長 2番、3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番、3番については認可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番、3番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第93号 非農地証明願に対する認可について申請件数3件、うち認可件数3件により審議は終了いたしました。

(転用制限外農地の届出に対する受理について)

○議長 次に議案第94号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の9ページをお願いします。

議案第94号

転用制限外農地の届出に対する受理について

別紙の転用制限外農地の届出について、受理の適否につき意見を求める。

令和4年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

詳細は、10ページの1件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案、第94号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、転用制限外農地の届出に対する受理についてでございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について、事前に調査を行っておられますのでその説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いし、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは、1番について 地元委員から説明をお願い致します。

○○番 ○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料は、45ページ、46ページをご覧ください。

届出人 三木市さつき台○○○○ ○○○○、届出地 所在地 広渡町○○○○ ○○○○ 地目田 面積○○○○㎡のうち○○○○㎡ 自作地、摘要として、農業用倉庫、農業用施設としての利用。第1種農地です。

現地を確認しましたところ、もう既に当該建物が建っている状況でありました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、1番の現地調査報告を致します。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側と南側が本人の田、西側と北側が宅地となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書と、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので始末書及び現況写真ともに提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。



(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については受理することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については受理することに決定いたします。

○議長 以上、議案、第94号 転用制限外農地の届出に対する受理についての審議は終了いたしました。

(農地等の買受適格者証明交付申請に対する交付について)

○議長 次に、議案第95号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局 (多鹿) 議案書の11ページをお願いします。

議案第95号

農地等の買受適格者証明交付申請に対する交付について  
別紙の農地等の買受適格者証明書交付申請について、交付の適否につき意見を求める。

令和4年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

農地の買受適格者証明は、農地の競売や公売に参加する際に必要な書類でございます。

下限面積を満たしていないなど、農地法に基づく農地取得の許可見込がない者が応札し、買受人になることを未然に防ぐために、委員会で審議していただき、交付の決定がなされた場合に証明書を発行いたします。

今回の案件は、いずれも、市税務課の公売に係るものでございます。

詳細は、12ページの2件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 議案第95号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農地等の買受適格者証明交付申請に対する交付について」でございます。

該当地区の担当委員により、申請内容について事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　また、今回の申請地が1番、2番とも同じ物件になりますので、1番、2番あわせて審議したいと思います。

それでは、まず1番の地元委員から説明をお願いいたします。

○○番　○番○○が1番について説明いたします。

申請人　広渡町○○○○　○○○○、競売対象所有者　王子町○○○○  
○○○○（持分7/24）および　天神町○○○○　○○○○（持分7/24）、  
申請地　所在地　広渡町○○○○　○○○○　地目田　面積○○○○㎡  
自作地　摘要として、農地法第3条に関するもので、申請者の耕作面積は  
○○○○㎡、小野市公告第41号、売却区分番号せー1であります。

○○○○（1番申請人）さんは、○○○○㎡の耕作面積があり、農機具  
等も一式所有しておられて、認定農家で営農にも熱心です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　続いて、2番の地元委員から説明をお願いいたします。

○17番　17番長谷川が2番について説明いたします。

申請人　久保木町○○○○　○○○○、競売対象所有者　王子町○○○  
○　○○○○（持分7/24）および　天神町○○○○　○○○○（持分7/24）、  
申請地　所在地　広渡町○○○○　○○○○　地目田　面積○○○○㎡  
自作地　摘要として、農地法第3条に関するもので、申請者の耕作面積は  
○○○○㎡、小野市公告第41号、売却区分番号せー1であります。

○○○○（2番申請人）さんは、○○○○㎡の耕作面積があり、農機具  
等も一式所有しておられて、営農にも熱心に取り組まれております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　この物件につきましては、広渡町の田、○○○○㎡が、市税滞納により  
差し押さえとなり、公売にかけてられているものです。この公売に対して、  
入札する権利、資格があるかどうかについて、1番、2番、お二人の申請  
者が申し出られています。ここで、お二人について審議し、買受適格者と  
して証明書を交付すると、お二人が入札に参加され、税務課が売却先を決  
定する流れとなります。

○議長　1番、2番について、説明は終わりました。1番、2番についてご質問、  
ご意見はございませんか。

○○番　○番○○です。持分がそれぞれ7/24となっておりますが、これはどの  
ようなことかご説明をお願いします。

○事務局　当該申請地には、相続人が複数人おられ、そのうち競売対象者がそれぞ

れ 7/24 ずつを所有されているものです。

〇〇番 〇番〇〇です。今回の申請で当該土地の 7/24、7/24 をそれぞれ公売で購入されたとして、今回公売にかけられていない 10/24 は別の方の所有として残ることになるのでしょうか。

〇事務局 公売されたのちに、残る 10/24 について、購入者が所有者から購入される予定とお聞きしております。

〇議長 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

〇議長 ほかにご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番、2 番については証明を交付することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

〇議長 ご異議が無いようでありますので、1 番、2 番については証明を交付することに決定いたします。

〇議長 以上、議案第 9 5 号、「農地等の買受適格者証明交付申請に対する交付について」の審議は終了いたしました。

〇議長 ここで、1 4 時 3 0 分まで休憩といたします。

〇議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。議案第 9 6 号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。

〇産業創造課 産業創造課農地整備係の岩崎でございます。よろしくお願いたします。

(農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理権))

〇議長 次に、議案、第 9 6 号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

〇事務局 (多鹿) 議案書 1 3 ページをお願いします。

議案第 9 6 号

農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理権)

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計

画を定めるにあたって、農業委員会の決定を求める。

令和4年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

14ページをお願いします。

市長部局より、令和4年11月7日付で、意見を求められています。

15ページから18ページが、「農用地利用集積計画書」となっております。ご審議の程、よろしく願います。

○議長 議案第96号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業創造課 産業創造課農地整備係の岩崎でございます。農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）説明させていただきます。

農地中間管理事業の概要は、担い手への農地の集積・集約を促すとともに、耕作放棄地の発生を抑制することを目的に平成26年度から運用しております。

農地の出し手と受け手の間に農地中間管理機構が介在することで、計画的な配分による集約や、相続等の出し手受け手間の将来的な関係性の不安解消など、その効果が期待されています。

本市においても、制度を活用して農地の集積をすすめていきたいと考えております。

つきましては、集積計画書について決定を頂きたいと思っております。

それでは、計画書の内容について簡潔に説明させていただきます。

全体では、5件 10筆 面積は、〇〇〇〇㎡。浄谷町と阿形町の農地です。

まず、浄谷町ですが、浄谷町の農家2軒から申し出のあった5筆、合計〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるもの。

最終的には、浄谷町の中心経営体である〇〇〇〇に貸し付けるものです。

次に、阿形町ですが、阿形町の農家2軒から申し出のあった5筆、合計〇〇〇〇㎡の農地を中間管理機構である「ひょうご農林機構」に貸し付けるもの。

最終的には、阿形町の中心経営体である〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の3氏にそれぞれ貸し付けるものです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、願います。

○議長 ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見がないようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
（異議なしの声）

○議長 ご異議がないようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第96号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権）に関する審議は終了いたしました。

（農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について）  
（空き家付農地制度利用）

○議長 次に議案第97号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局（多鹿） 議案書の19ページをお願いします。

議案第97号

農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について  
（空き家付農地制度利用）

農地法第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づき、小野市農業委員会が定める別段の面積について、審議を求める。

令和4年11月21日提出

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

別段の面積（下限面積）は、1㎡、適用する区域（土地の所在地）は、小野市大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇であります。なお、当該区域を除く区域の別段の面積（下限面積）は40アールとなっております。

農地法第3条の許可要件の一つである、所有農地の下限面積につきましては、令和3年5月開催の第13回農業委員会において、議案第63号で、「現行の「別段の面積40アール」の変更は行わない」こと、とあわせまして、遊休農地の有効活用に伴う例外規定で、空き家とセットにした遊休農地の1筆指定による、別枠の農地取得の下限面積として、1㎡を設定する、との議決がなされたところでございます。

この度、当該要件を満たす「空き家付農地」の物件が現れたことにより、大島町〇〇〇〇 〇〇〇〇につきまして、1筆単位で1筆指定により、1㎡で設定したく、提案いたします。

以上、ご審議の程、よろしく願いたします。

○議長 議案、第97号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について（空き家付農地制度利用）でございます。

○議長 それでは、現地調査報告をお願いいたします。

○○番 ○番○○が、本件につきまして、現地調査報告をいたします。

本件は、空き家付き農地の制度利用の案件です。

また、本年3月に非農地証明願いのあった案件です。当該農地に隣接した宅地、今は空き家が建っていますが、その一部が農地にかかっており、長らくそのままになっておりましたが、申請され、承認されました。お父さんが亡くなられてから神戸市に住む娘さんが管理されておりましたが、売買の見通しがつかれたとのことで今回、申請されているものです。

先日、現地調査を行った結果、空き家、及びそれに付随する遊休農地を、確認いたしました。特に問題は見受けられませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 本件について、説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。  
（発言なし）

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声）

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案第97号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積について（空き家付農地制度利用）の審議は終了いたしました。

（報告事項）

○議長 次に、報告事項に移ります。

報告事項 1から4までを、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 20ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和4年10月1日～令和4年10月31日)  
令和4年11月21日  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

(1) 耕作証明 番号1 住所 葉多町〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇  
使用目的 軽油免税申請

以下、記載のとおり、証明書を交付した件数は、耕作証明が6件  
で、使用目的は軽油免税申請が4件、農振除外申請が2件です。

引き続きまして21ページをご覧ください。

## 報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第2項の規定による届出を受理した  
ので報告する。

(受理期間 令和4年10月1日～令和4年10月31日)  
令和4年11月21日  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人 明石市山下町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人  
天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇、物件の表示 所在地 天神町〇〇〇〇 地目  
田 面積〇〇〇〇㎡、天神町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、天神町  
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、以上合計3筆 合計面積〇〇〇〇㎡、  
摘要といたしまして、住宅用地 所有権移転  
令和4年10月12日受理、必要書類についてはすべて揃っておりました。  
以下、記載のとおり、10条による届出は、2件 5筆 〇〇〇〇㎡で  
ございます。

引き続きまして22ページをご覧ください。

## 報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定  
による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和4年10月1日～令和4年10月31日)  
令和4年11月21日  
小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出人 貸人 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇、借人 久保木町  
〇〇〇〇 〇〇〇〇  
物件の表示 所在地 久保木町〇〇〇〇 〇〇〇〇 地目田 面積、〇  
〇〇〇㎡  
摘要 令和4年10月6日 利用権 使用貸借権 合意解約  
以上、記載のとおり、解約通知につきましては、合計1件 1筆 〇〇

〇〇㎡でございます。

引き続きまして23ページ、24ページをご覧ください。

#### 報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和4年10月1日～令和4年10月31日)

令和4年11月21日

小野市農業委員会 会長 岸本 富生

番号1 届出者 譲受人(相続人) 中町〇〇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人  
(被相続人) 中町〇〇〇〇 〇〇〇〇

物件の表示 所在地 天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇㎡

地目は田

天神町〇〇〇〇 〇〇〇〇 面積〇〇〇〇㎡

地目は田

以上合計2筆 合計面積〇〇〇〇㎡

摘要といたしまして相続による所有権取得 令和4年10月3日受理  
農地法3条の届出はすべて相続による所有権の取得が6件で、合計40  
筆 27,581㎡でございます。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。  
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

#### 【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。  
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ  
いました。

これをもちまして、第19回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名  
捺印する。

令和4年11月28日



小野市農業委員会会長

議事録署名委員 4 番

議事録署名委員 5 番